

津南町普通財産の売払いに係る一般競争入札公告

公 告 第 144 号
令和 7 年 11 月 5 日

町有地売却について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により公告する。

津 南 町 長 桑 原 悠

1. 入札対象物件

物件番号	所在地	登記地目	現況地目	登記面積	予定価格
R7-02	中魚沼郡津南町大字下船渡戊 2146 番	雑種地	宅地	413.00 m ²	4,030,000 円

2. 入札参加資格

次の項目のいずれかに該当する者は、この入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 3 第 1 項及び地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に該当すると認められる者
- (2) 町税等の滞納がある者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 7 条の規定により指定された暴力団及びその構成員
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 22 条第 1 項の規定による更生手続き開始の申立てがなされている法人
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用に供しようとする者
- (6) その他町長が不適当と認めた者

3. 入札案内書の配布等

入札案内書等は令和 7 年 11 月 5 日(水)から令和 7 年 11 月 14 日(金)までの間に、下記配布場所(土・日曜日及び祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)または町ホームページから取得すること。

配布場所

〒949-8292 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊 585 番地
津南町総務課企画財政班 電話 025-765-3112

4. 入札参加申込

- (1) 申込期間
令和 7 年 11 月 5 日(水)から令和 7 年 11 月 14 日(金)まで(土・日曜日及び祝日を除く。)
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- (2) 申込場所
〒949-8292 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊 585 番地
津南町総務課企画財政班 電話 025-765-3112
- (3) 提出方法
持参又は郵送(令和 7 年 11 月 14 日(金)必着)
- (4) 提出書類
①町有財産一般競争入札参加申込書(様式第 2 号)

- ②誓約書(様式第3号)
- ③利用計画書(様式第4号)
- ④町税納税証明書
- ⑤世帯全員の住民票の写し(法人の場合は法人登記簿謄本)

5. 対象物件下見会

- (1) 日時
令和7年11月12日(水) 午前9時00分から午後4時00分
- (2) 会場
現地(中魚沼郡津南町大字下船渡戊2146番)
- (3) その他
事前に電話で予約すること。

6. 入札日時等

- (1) 入札日時
令和7年11月19日(水) 午前10時00分から
- (2) 入札会場
津南町役場3階 第2委員会室
- (3) その他
 - ①入札の無効
入札に参加する資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
 - ②入札辞退
入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、これを理由として以降の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。
 - ③落札者の決定
町が定めた入札予定価格以上の金額で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、最高入札額が同額の場合はくじ引きによって決定する。

7. 質問期間・方法

本案件に質問がある場合は、以下により提出すること。ただし、「4. 入札参加申込(4) 提出書類」を提出した者に限る。

- (1) 提出期間
「4. 入札参加申込(4) 提出書類」を提出し受理された日から令和7年11月14日(金)午後5時15分までとする。
- (2) 提出方法
質問事項はホームページ掲載の質問書によりファクシミリ又は電子メールで提出するものとし、送信後に送信した旨を総務課企画財政班入札担当へ電話にて連絡すること。
送信先アドレス:somu@town.tsunan.niigata.jp
FAX:025-765-4625
電話:025-765-3112
- (3) その他
電話での質疑の受付はしない。

8. 入札保証金

免除

9. 契約の締結

- (1) 売買契約締結期限
令和7年11月28日(金)

(2) 契約保証金等

売買契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を町長が指定する方法により納付しなければならない。

10. 代金納入方法

落札者は、町が指定する期日までに売買代金から納付済みの契約保証金を差し引いた金額を町が発行する納入通知書により、納付しなければならない。

11. その他

詳細は、「R7-02 町有地の売却について（案内）」による。